

飯山市 DX 推進事業  
公開型・統合型 GIS 構築業務委託

特記仕様書

令和 8 年（2026 年） 6 月

飯山市 事業戦略課

第1章 総則.....	1
1.1 適用	1
1.2 目的	1
1.3 業務概要	1
1.4 業務期間・契約形態.....	1
1.5 権利	2
1.6 資料の貸与と使用制限適用.....	2
1.7 準拠する法令等.....	2
1.8 情報セキュリティポリシーの遵守.....	2
1.9 契約不適合責任.....	2
1.10 損害賠償等.....	3
第2章 プロジェクト管理要件.....	4
2.1 基本要件	4
2.2 実施体制構築要件.....	4
2.3 実施工程表作成要件.....	4
2.4 打合せ協議 .....	4
第3章 システム構築要件.....	5
3.1 構築要件	5
3.2 共通要件	5
3.3 公開型 GIS 要件 .....	5
3.4 統合型 GIS 要件.....	6
3.5 現地調査 GIS 要件 .....	7
第4章 データ調達・搭載要件.....	9
4.1 位置座標定義要件.....	9
4.2 データ調達・搭載要件.....	9
第5章 情報セキュリティ対策要件.....	10
5.1 セキュリティ要件.....	10
5.2 データセンター要件.....	10
第6章 教育要件.....	12
6.1 教育要件	12
第7章 システム保守要件.....	13
7.1 システム保守要件.....	13
第8章 運用支援要件.....	14
8.1 運用支援要件.....	14
第9章 成果品 .....	15
9.1 成果品	15

# 第1章 総則

## 1.1 適用

本仕様書（以下、「仕様書」という。）は、飯山市（以下「発注者」という。）が発注する飯山市 DX 推進事業 公開型・統合型 GIS 構築業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

## 1.2 目的

本市では、令和4年10月に策定した「飯山市 DX 推進計画」に基づき、デジタル技術及びデータの活用により、市民や来訪者一人ひとりが豊かさを実感できるまちの実現を目指している。同計画では、市民・来訪者の利便性の向上、市役所業務のスマート化、これらを支える基盤整備・構築を戦略の柱とし、特に「GIS×データ」の推進を重要な取組として位置付けている。

本市が抱える人口減少・少子高齢化、豪雪や災害リスク、散在する集落構造などの課題に的確に対応するためには、地理空間情報と各種行政データを統合的に管理・分析・共有できる仕組みの構築が不可欠である。

そこで本業務では、公開型地理情報システム、統合型地理情報システム及び現地調査システムを整備し、庁内外のデータを横断的に活用できる環境を構築することで、地域課題の可視化と迅速な意思決定を可能とし、住民サービスの向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

## 1.3 業務概要

- (1) プロジェクト管理
- (2) システム構築
  - ① 利用環境の構築・設定・検証
- (3) データ調達・搭載
  - ① 既存システム等から抽出したデータの搭載
  - ② 住宅地図データの調達・搭載
- (4) 情報セキュリティ対策
- (5) 教育
  - ① 各種マニュアル作成
  - ② 操作研修
- (6) 試行稼働・本格稼働
- (7) システム保守・運用支援

## 1.4 業務期間・契約形態

- (1) 業務期間
  - ① システム導入

「1.3 業務概要」の(1)から(7)までのすべてを契約締結日から令和9年3月31日までに完了すること。

## ② 本システムの提供

本事業は、国の地域未来交付金デジタル実装型（TYPEA）を活用する。そのため、本システムは本年度中に実装することが条件となり、必要な仮運用期間を経て令和9年3月中に本格稼働すること。

## ③ システム保守・運用支援

「1.3 業務概要」の(7)のシステム保守・運用支援については、システム導入の一部として実施し、本稼働開始日から令和9年3月31日まで行うこと。なお、令和9年度以後について別途システム保守・運用支援の契約を行うものとする。

## 1.5 権利

本業務による成果品の著作権・所有権は、本業務において使用するソフトウェアの著作権（受注者が著作権を保有するソフトウェア以外のソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

## 1.6 資料の貸与と使用制限適用

- (1) 発注者は、本業務において必要と認める資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、その保管及び取り扱いについては、亡失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用后速やかに返却するものとする。
- (2) 受注者は、資料を借用する際は、その都度発注者に借用書を提出するものとする。
- (3) 受注者は、借用した資料に関して、第三者にその内容が漏洩することのないよう取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用してはならない。また、本業務の実施上必要であっても発注者の承諾無く複写してはならない。

## 1.7 準拠する法令等

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）
- (4) 庁内型GIS推進指針（平成20年3月総務省）
- (5) 地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン（平成22年4月総務省）
- (6) その他関係法令、規則等

## 1.8 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務において導入するシステムは、インターネットやLGWAN経由でソフトウェア（アプリケーション）の各種機能を利用できるクラウドサービスであるが、利用するデータには個人情報が含まれることから、情報セキュリティ管理体制が構築されている必要がある。そのため、受注者は企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていなければならない。

## 1.9 契約不適合責任

本業務の成果に関して契約の内容に適合しないものが見受けられる場合には、本業務継続中はもとより終了後においても、受注者の責任により修正するものとする。受注者側において契約の内容に適合しないものを認識した場合には、遅滞なく発注者に報告するものとする。

#### 1.10 損害賠償等

受注者は、本業務遂行中に生じた諸事故に対して、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任においてその解決を行うこと。

## 第2章 プロジェクト管理要件

### 2.1 基本要件

- (1) 本業務を確実に履行するため、実施体制及び実施工程を含むプロジェクト計画を作成するとともに、必要な資料の収集・整理を行うこと。
- (2) 本業務が円滑に遂行できるよう、スケジュール設定・管理、進捗確認、課題管理等、プロジェクト全体の管理を行うものとする。

### 2.2 実施体制構築要件

- (1) 受注者は、本業務が適正に遂行される業務実施体制を構築すること。
- (2) 本業務の実施体制については、次の資格及び業務経験を有する技術者を定め、各技術者の資格証明書（写しでも可）を提出すること。ただし、業務実績は、令和3年4月から令和8年3月まで（当該年度の直前5か年度）に元請として業務完了後の引渡しが完了した業務とする。
  - ① 主任技術者
    - ・「空間情報総括監理技術者（公益社団法人 日本測量協会認定）」かつ「測量士」の資格を有する技術者であることが望ましい。
    - ・LGWAN-ASP方式を用いた庁内型GIS、INTERNET-ASP方式を用いた公開型GISの導入の経験を有する技術者。
  - ② 照査技術者
    - ・「空間情報総括監理技術者（公益社団法人 日本測量協会認定）」かつ「測量士」の資格を有する技術者であることが望ましい。
    - ・LGWAN-ASP方式を用いた庁内型GIS、INTERNET-ASP方式を用いた公開型GISの導入の経験を有する技術者。

### 2.3 実施工程表作成要件

- (1) 受注者は、業務の進捗管理を円滑に行い、かつ、業務を期間内に確実に完了させるため実施工程表を作成すること。
- (2) 実施工程表は、わかりやすくかつ具体的な内容とすること。

### 2.4 打合せ協議

- (1) 受注者は、発注者と協議又は打合せを行った際は、その都度、協議記録又は打合せ記録を作成し、発注者の確認を受けなければならない。
- (2) 打合せについては、必要に応じて随時実施するものとする。

## 第3章 システム構築要件

### 3.1 構築要件

本システムは、市民等がインターネットを用いて、市が公開する情報等を地図上で参照できる「公開型地理情報システム（公開型 GIS）」と総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続された LGWAN 接続系端末において利用する「統合型地理情報システム（統合型 GIS）」及び統合型 GIS を支援する「現地調査システム（現地調査 GIS）」により構成されるものとする。

また、各システムが連携してデータを一元的に管理・運用する仕組みとし、業務の効率化や迅速な情報公開に資するものであること。

### 3.2 共通要件

- ① わかりやすく、操作性に優れたシステムであること。
- ② 自治体での導入実績を保有するパッケージをクラウド型方式（専用線利用または LGWAN-ASP 利用のどちらかは問わない）であること。なお、クラウドサービスは、5.2 データセンター要件を満たすこと。
- ③ 簡便でわかりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルを見なくても利用可能なインターフェースであること。
- ④ 画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインであること。
- ⑤ 定期的なバージョンアップにより、運用期間中に公開される各 OS やブラウザの最新バージョンに追加費用なしで速やかに対応し、常に最適な状態で利用できること。
- ⑥ LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間でファイル転送等の通信を行う場合は、両環境間を分離した上で、安全が確保された通信のみを許可する仕組みであること。
- ⑦ サービスや情報セキュリティにおけるインシデントやアクシデント等によりデータが消失・利用不可となった場合、バックアップデータから復元が可能であること。
- ⑧ システム及びデータの保護のためバックアップや二重化等の措置を講じるなど、障害発生時にシステムの早期復旧が可能となる仕組みとしていること。

### 3.3 公開型 GIS 要件

#### (1) 基本要件

- ① 公開型 GIS において使用される情報は、市民等の一般に公開されるため、インターネットを用いた ASP 方式の形態で運用すること。
- ② パソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して、市民等が簡易に各種情報（市の保有する施設や区域等の情報）を地図上で参照できる仕組みにより、市民の利便性を図るサービスを提供すること。
- ③ ブラウザで動作し、専用のソフトウェアやプラグインのインストールが不要であること。
- ④ タブレット、スマートフォン等のモバイル端末の特性を十分に活用できること。

#### (2) 利用環境要件

- ① 利用端末

インターネット接続が可能な以下の仕様のパソコン、タブレット、スマートフォン等のモバイル端末で利用可能であること。

項目	内容
Web ブラウザ	Microsoft Edge(chromium 版)、Firefox、Safari、Google Chrome
OS	Windows11 以降、Android、iOS

② ライセンス

利用するクライアント数に制限がないこと。

(3) 機能要件（公開型 GIS モデル仕様書）

本業務は、国の「地域未来交付金 デジタル実装型 TYPEA」を活用するため、「デジタル庁モデル仕様書（公開型 GIS）」に示す必須機能及び一部の選択的必須機能（別紙 1 機能要件（公開型 GIS 機能一覧））を全て満たすこと。また、デジタル地方創生サービスカタログの対象サービス（地理情報システム（GIS）の活用）に掲載されているサービスであることが望ましい。

(4) 設定要件

- ① インターネットにて利用する際の、ウェブ上の画面デザインの設定を行うこと。
- ② 公開型 GIS においては、地図画面にアクセスする前段において利用上の注意、利用条件等の表示設定を行うこと。なお、利用上の注意、利用条件等は、受注者が原案を作成し、発注者と協議の上、決定すること。
- ③ 別紙 4 に示す庁外公開に該当するデータは公開型 GIS に搭載すること。

3.4 統合型 GIS 要件

(1) 基本要件

- ① 統合型 GIS において使用される情報は、個人情報や課税情報を含むことから、LGWAN-ASP 方式の形態で運用すること。
- ② 提案する製品は、カスタマイズを要しないパッケージシステムであること。
- ③ データの正当性を担保するため、ID とパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。
- ④ データバックアップについて、日次・週次等適切な時期に実施できる機能を有すること。
- ⑤ アクセスログを適切に取得・保管・分析することが可能であり、かつ、問題の検知や原因究明をアクセスログから行えること。
- ⑥ 統合型 GIS で作成したレイヤを、公開型 GIS に公開できるシステムであること。

(2) 利用環境要

① 利用端末

庁内の LGWAN に接続された既存端末（約 250 台）で利用可能であること。なお、既存端末の標準仕様は以下のとおり。

項目	標準機
Web ブラウザ	Microsoft Edge(chromium 版)
OS	Windows11 以降

CPU	11th Gen インテル Core i5-1135G7(2.4GHz) 以上
メモリ	8 GB

② ライセンス

同時接続ライセンスは下記のとおりとする。

ライセンス	同時接続
統合型 GIS	30

(3) 機能要件

必要な機能は、「別紙2 機能要件（統合型 GIS 機能一覧）」のとおりとする。ただし、別機能により要件を満たすことが可能な場合は、発注者の了承を得ることで変更することができるものとする。

(4) 設定要件

- ① システムへのアクセス時に認証するためのユーザ ID 及びパスワードを設定すること。
- ② 発注者の指示に基づき、権限設定（閲覧・編集・出力等）を行うこと。
- ③ 地図検索（町字地番検索・目標物検索・住宅地図検索）の設定を行うとともに、検索に必要なとなるデータの整備を行うこと。
- ④ 別紙5に示す移行データと市が調達した住宅地図データは、統合型 GIS に搭載すること。

### 3.5 現地調査 GIS 要件

(1) 基本要件

- ① 現地調査 GIS は、Internet-ASP 方式の形態で運用すること。
- ② 災害時における被災状況調査のほか、様々な分野・業務で行う現地調査に利用可能なサービスとして、統合型 GIS に搭載するレイヤとの連携が可能なサービスを提供すること。
- ③ タブレット、スマートフォン等のモバイル端末の特性を十分に活用できること。
- ④ タブレット端末について、本業務にて5台調達すること。なお、調達する端末は以下の仕様以上のものとする。なお、通信環境については、既存のモバイルルーターの利用を想定しているが、将来的な通信環境の拡張性を考慮し、調達する端末はSIMフリー端末とすること。

項目	標準機
OS	Android
メモリ	6GB
ストレージ	128GB
プラットフォーム	Android™ 15
ディスプレイサイズ	11 インチ

(2) 利用環境要件

- ① 利用端末

インターネット接続が可能な以下の仕様のパソコン、タブレット、スマートフォン等のモバイル端末で利用可能であること。

端末	項目	仕様
iPhone、iPad	Web ブラウザ	Safari
	OS	iOS
Android	Web ブラウザ	GoogleChrome または Microsoft Edge
	OS	AndroidOS
Windows	Web ブラウザ	GoogleChrome または Microsoft Edge
	OS	Windows11 以降

② ライセンス

同時接続ライセンスの下限は下記のとおりとする。

ライセンス	同時接続
現地調査システム	5

(3) 機能要件

必要な機能は、「別紙3 機能要件（現地調査 GIS 機能一覧）」のとおりとする。ただし、別機能により要件を満たすことが可能な場合は、発注者の了承を得ることによって変更することができるものとする。

(4) 設定要件

- ① システムへのアクセス時に認証するための ID 及びパスワードを設定すること。
- ② 2 業務分野以上の現地調査を想定した設定を行うこと。詳細については、企画提案すること。

## 第4章 データ調達・搭載要件

### 4.1 位置座標定義要件

データの位置座標は次の定義に従うこと。

- (1) 準拠する測地系 : 測地成果 2024
- (2) 平面位置の座標系 : 平面直角座標第Ⅷ系
- (3) 垂直位置の座標系 : 東京湾平均海面を基準とする標高

### 4.2 データ調達・搭載要件

データ搭載要件は以下のものとする。

- (1) 別紙4に示す庁外公開に該当するデータは公開型GISに搭載し、一般公開すること。
- (2) 本業務を実施するにあたり、庁内各部署の台帳や個別システム等から抽出したデータ（別紙5「移行データ一覧」のとおり。）について必要な調整及び設定（図形表現、属性項目・表示順序、ファイル関連付け等）を行い発注者と協議の上、本システムに搭載すること。なお、搭載する当該データについては、汎用的なデータ形式（Shape形式、csv形式等）で受注者に貸与する。

なお、「移行データ一覧」に記載していない、職員独自で作成及び編集したデータが複数あるが、それらを行移るか否かは、発注者と受注者が協議して決めることとする。

- (3) 受注者は、貸与を受けた別紙5に示す当該データを元に統合型GIS上で閲覧、編集が可能となるようGISデータ化（属性データを含む）を行うものとする。なお、契約締結日から本稼働日までの間に発注者が更新を行うデータがある場合は、発注者と調整のうえ、更新後のデータを搭載すること。
- (4) 受注者は、市が調達した以下の住宅地図データを統合型GISに搭載すること。また、住宅地図の同時上限ライセンス数を超えた場合は、住宅地図を選択・表示できないように設定すること。

名称	接続方式	契約方式
住宅地図 (ゼンリン Z-map TOWNⅡ)	利用可能総端末方式 (同時接続上限15台)	買取り方式

- (5) 受注者は、当該データがシステム上で適切に表示・表現されるかを検証し、発注者にデータ検証結果を報告すること。データ検証の結果、不適切なデータを確認した場合は、元データの不備によるものか、受注者の不手際による問題かを受注者にて切り分けし、発注者と協議により対応方法を決定するものとする。
- (6) 受注者は、具体的かつ確実なデータ搭載スケジュールを発注者に提示し、該当データの移行を提示した期限までに完了すること。

## 第5章 情報セキュリティ対策要件

### 5.1 セキュリティ要件

セキュリティ要件は以下のとおりとする。

#### (1) セキュリティ対策要件

- ① 第三者による不正アクセスや、情報改ざんがないよう、必要なセキュリティ措置を講じること。
- ② 本システムのサーバ OS のセキュリティパッチは、システム構築時の最新版を適用すること。また、システム導入後も新たにリリースされるセキュリティパッチを速やかに適用すること。
- ③ 本システムのサーバへウイルス対策ソフトを導入すること。

#### (2) データ保護要件

- ① 誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を講じること。
- ② 本システムのデータについては、サービスや情報セキュリティにおけるインシデントやアクシデント等に備え、日次・週次等適切な頻度でバックアップを実施すること。

#### (3) アクセス管理要件

- ① 統合型 GIS は、データのアクセス権限を持つ職員のみが利用できる仕組みとすること。
- ② 公開型 GIS は、個人及びグループ単位でアクセス権限の異なる管理用アカウントを作成することとする。なお、管理用アカウントは、データ公開・非公開設定やパスワードの再設定が可能であること。
- ③ システム管理機能にてアクセス権限を付与し、かつ更新できるものとする。
- ④ 不正アクセス、システム障害等について、その原因解明のために必要な証跡（ログ等）を記録すること。

### 5.2 データセンター要件

データセンター要件は以下のとおりとする。

#### (1) 基本要件

- ① 日本データセンター協会が制定する「データセンターファシリティスタンダードティア 2 以上」の基準項目に適合していること。
- ② 水没や浸水の恐れがないこと。

#### (2) 施設要件

- ① データセンターは日本国内に立地していること。
- ② 防火対策を実施していること。
- ③ サーバ室において、煙感知器、ガス消火器等を設置していること。
- ④ 建築基準法に基づく避雷針機能の設置を実施していること。

- ⑤ 無停電電源装置や自家発電装置等により停電時においても無瞬断でサーバ等へ電力供給が可能であること。
- ⑥ サーバは床等に固定されているラックに格納すること。

(3) セキュリティ対策要件

- ① 有人によるビル入退室管理をしていること。
- ② 技術員（保守員）が24時間365日体制で常駐していること。
- ③ 機器監視による物理的侵入対策、不正アクセス自動監視を24時間365日実施していること。
- ④ サービスを提供するサーバは冗長化し、サーバ本体の故障時にも、他のサーバにある環境に切り替え、継続運用する高可用性を確保すること。
- ⑤ データバックアップについて、日次・週次等適切な時期に実施できる機能を有すること。

## 第6章 教育要件

### 6.1 教育要件

教育要件は以下のとおりとする。

#### (1) 利用者マニュアル作成要件

- ① 利用者（職員、市民）向けの操作マニュアルを作成すること。
- ② GISを利用したことがない利用者でも理解しやすいように、利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、機能毎に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること。
- ③ 特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること。
- ④ 利用者マニュアルの内容に変更が生じた際には、その都度改訂し納品すること。

#### (2) 管理者マニュアル作成要件

- ① 本システムに関してシステム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧など）の定義及び運用ツール等の操作方法について併せて記述すること。
- ② 障害発生時における必要な対処措置などについて、専門的な知識がなくとも理解できるようわかりやすく記述し、これを管理者マニュアルに含めること。
- ③ 管理者マニュアルの内容に変更が生じた際には、その都度改訂し納品すること。

#### (3) 操作研修要件

- ① 本システムの研修を実施すること。研修の形態は原則として集合研修とし、システム本稼働開始前に実施すること。
- ② 効果的な操作研修会の企画を検討し実施すること。

#### (4) 仮運用要件

- ① 受注者はテスト計画を立案し、当該計画に基づいた仮運用を実施し、本稼働前に各種調整を実施すること。
- ② 本稼働に向けて、本市職員による仮運用期間を設け、確認項目等を本市と協議のうえ決定すること。また、受注者は仮運用に対する支援を行うこと。
- ③ 仮運用の結果により、システムや搭載データの修正が必要となった場合は、速やかに必要な対応を行うこと。

## 第7章 システム保守要件

### 7.1 システム保守要件

- (1) 本システム導入後、安定したシステム稼働を維持するためにシステム保守を行うこと。
- (2) 本システムの稼働、システム保守に関する問合せ、障害対応、定期保守等について次のとおり実施・対応することとする。

項目		内容	設定値
システム稼働	稼働時間	サービスの提供時間	原則、24 時間 365 日
	稼働率	サービスの提供時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99%以上
	計画停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前通知	原則、2 週間前に通知
問合せ対応及び障害対応		電話受付時間 (電話による問合せ受付・回答)	原則、平日 8:30~17:15 (土・日・祝日及び 12/29 ~1/3 を除く)
		メール受付時間 (メールによる問合せ受付・回答)	原則、24 時間 365 日
定期保守※	バックアップ	差分データ	1 回/週
		フルデータ	1 回/月
	組織変更対応	ユーザ情報、ユーザ権限のマスタテーブルの設定変更	1 回/年
	公開型 GIS データ更新	別紙4に示す対象データの更新	2 回/年
	庁内型 GIS データ更新	別紙5に示す共通利用となる背景図レイヤの更新時の入替作業	1 回/年
	アクセスログ収集・解析	アクセスログを収集・解析し内容を報告書にまとめて提出	1 回/年
	システムログ収集・解析	システムログを収集・解析し、エラー情報の把握や必要に応じて UI/UX の改善を提案すること。	1 回/年

※定期保守の設定値は下限とする。これを上回る頻度の値で提案しても構わない。また、バックアップの世代数は協議のうえ決定する。

- (3) システム稼働率について、数値表現によるサービス品質基準を協議の上、サービスレベル合意書 (SLA) を締結すること。
- (4) 本システムの運用終了時には、速やかに本システムのデータを完全に消去し、その結果を報告すること。

## 第8章 運用支援要件

### 8.1 運用支援要件

- (1) 運用中に発生した疑義や問題、課題に関する問合せについて次のとおり対応することとし、迅速かつ親身に対応すること。

項目	内容	設定値
問合せ対応	電話受付時間 (電話による問合せ受付・回答)	原則、平日 8:30～17:15 (土・日・祝日及び12/29～ 1/3 を除く)
	メール受付時間 (メールによる問合せ受付・回答)	原則、24 時間 365 日

- (2) システムのマニュアルに変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。
- (3) 別紙5に示す統合型GISに搭載したデータのうち、共通利用となる背景図レイヤに更新がある場合、入替作業を行うものとする。更新については年間1回を基本とし、更新データは発注者より貸与するものとする。対象となる背景図レイヤは発注者、受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 利用者（職員）が統合型GISを利活用できるようにデータの整備方法や作成方法について、情報提供や技術支援を積極的に行うものとする。
- (5) 本システムの運用終了時や発注者が求める際には、搭載された全ての関連ファイルデータを取り出し、発注者が指定するフォーマット(Shape形式等)により記録媒体に格納して引き渡すこと。指定するフォーマットは発注者、受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (6) その他、最適と考えられる運用支援を積極的に行うこと。

## 第9章 成果品

### 9.1 成果品

本業務の成果品を次のとおりとする。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) システム利用環境       | 一式 |
| (2) システム使用権        | 一式 |
| (3) 住宅地図使用権        | 一式 |
| (4) 各種 GIS データ     | 一式 |
| (5) 各種マニュアル        | 一式 |
| (6) 各種研修資料         | 一式 |
| (7) 協議記録簿          | 一式 |
| (8) 作業報告書          | 一式 |
| (9) その他本業務で発生した成果品 | 一式 |